

一般向け



2020年4月から 事業所、飲食店など多くの施設において 屋内は原則禁煙になりました

ご存じですか?

改正健康増進法が2020年4月1日より全面施行されております。
望まない受動喫煙がない京都府をつくりましょう。

- POINT 1** 20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁止
- POINT 2** 喫煙する際には、受動喫煙がないよう配慮しましょう!
- POINT 3** 屋内で喫煙できる施設の入り口に標識掲示されています

小さなお子さまを連れてご家族での施設利用の際は、ご注意ください

20歳未満の方については、喫煙エリアへは立ち入り禁止となります。ご家族での施設利用の際はご注意ください。

違反時には罰則が科せられる場合があります(一例)

| | |
|---|---|
| 喫煙禁止場所での喫煙 (加熱式たばこを含む) 【対象】すべての人 最大 30万円 以下 | 喫煙禁止場所に灰皿等を設置 【対象】施設管理権原者 最大 50万円 以下 |
|---|---|

改正法の体系

| | | |
|---|---|---------------------|
| <p>子どもや患者等に特に配慮すべき施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学校、児童福祉施設 ■病院、診療所 ■行政機関の庁舎 等 | <p>敷地内禁煙</p> <p>屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。</p> | <p>2019年7月1日施行</p> |
| <p>上記以外の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事務所 ■工場 ■ホテル、旅館 ■飲食店 ■旅客運送事業船舶、鉄道 ■国会、裁判所 等 <p><small>※個人の自宅やホテルの客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外</small></p> <p>↑ 経営判断 等</p> <p>経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ■既存の経営規模の小さな飲食店 <p><small>2020年4月1日時点で営業している/ 資本金5,000万円以下/ 客席面積100㎡以下</small></p> | <p>原則屋内禁煙 (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)</p> <p>経営判断により選択</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div> <p>店内禁煙</p> <p>屋内禁煙</p> </div> <div> <p>喫煙のみ可</p> <p>喫煙専用室設置</p> </div> <div> <p>飲食等も可</p> <p>加熱式たばこ専用の喫煙室設置</p> </div> </div> <p>喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能:</p> <p>全ての施設で喫煙可能部分には、 ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない</p> <p><small>喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能。</small></p> <p>飲食可</p> <p>店内での喫煙可</p> | <p>2020年4月1日施行</p> |
| <p>■屋外</p> <p>■家庭 等</p> | <p>喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮</p> <p>(例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。 子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。</p> | <p>2019年1月24日施行</p> |

※喫煙を主目的とする以下の施設では、施設内で喫煙が可能です。
■喫煙を主目的とするバー、スナック等 ■店内で喫煙可能なたばこ販売店 ■公衆喫煙所
※ただし、喫煙可能部分には、①喫煙可能な場所である旨の標識の掲示が義務付けとなります。
②来店客・従業員ともに20歳未満は立ち入れません。
※各種喫煙室の区分に関する詳細については、裏面を参照してください。

問い合わせ先

所在地の保健所にご連絡ください

※京都市内の施設については、TEL 075-746-6794の専用窓口までお問い合わせください。

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 乙訓保健所 TEL 075-933-1153 | 山城南保健所 TEL 0774-72-0981 | 中丹西保健所 TEL 0773-22-6381 |
| 山城北保健所 TEL 0774-21-2192 | 南丹保健所 TEL 0771-62-4753 | 中丹東保健所 TEL 0773-75-0806 |
| | | 丹後保健所 TEL 0772-62-4312 |